多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市行政不服等審査会

多賀城市個人情報保護条例第8条第7号に基づく諮問について (答申)

多賀城市個人情報保護条例(平成9年多賀城市条例第9号)第8条第7号の規定に基づき、令和2年1月9日付け総務第2074号により諮問を受けたことについて、令和2年2月5日開催の多賀城市行政不服等審査会において検討した結果、下記の意見を具申します。

記

諮問事項に係る「住所、氏名、性別、生年月日」の提供については、「住所、氏名、性別、生年月日」は機密性の高い情報ではあるが、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第2項第2号の規定が原則的には適用されるべきであり、多賀城市(以下「市」という。)の自治会町内会長が、当該規定に基づき閲覧の申出を行うことは、適当であると考える。

しかし、諮問事項である「自治会町内会長に対する対象地域内の住民名簿(住所、氏名、性別、生年月日)及び月毎の転入、転出名簿の提供」は、上記の住民基本台帳の一部の写しの閲覧に比べ、人権を侵害する蓋然性が高く、その可否についてはより慎重に検討及び判断をする必要がある。

これまで市においては、市政の円滑な運営を図るため、多賀城市区長設置に関する規則(昭和55年多賀城市規則第3号。以下「規則」という。)を定め、規則第3条に区長の任務を規定し、特別職非常勤職員である区長の職務遂行上の必要性を認め、一定の条件の下、住民基本台帳の「住所、氏名、性別、生年月日」の個人情報の提供を認めてきた。

こうした中、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年5月17日公布、令和2年4月1日施行)において、特別職非常勤職員の任用の厳格化が求められ、総務省から行政区長を特別職非常勤職員として任用するのは適切でない旨の見解が示されたことを受け、市においては行政区長制度を廃止し、これまでの区長の役割を自治会町内会長に依頼することとした。

今回の諮問事項は、「自治会町内会長に対する対象地域内の住民名簿(住所、氏名、性別、生年月日)及び月毎の転入、転出名簿の提供」であるが、これまでの区長の任務と、令和2年4月以降の自治会町内会長の役割が、ほぼ同一としても、個人情報を提供するに際しては、私人である自治会町内会長が、何のために、どのような個人情報を必要とするかが大きな問題となる。

市においては、現在、令和2年度以降自治会町内会に対して交付する交付金の交付要綱に、自治会町内会に対して依頼する業務を明記するべく当該要綱案を検討中とのことであるが、こうしたことを踏まえ、当審査会においては、次の事項を整備し、及び厳守することを条件に、諮問事項である「自

治会町内会長に対する対象地域内の住民名簿(住所、氏名、性別、生年月日)及び月毎の転入、転出 名簿の提供」について、認めることとする。

- 1. 市が提供する個人情報について、自治会町内会長が利用することができるのは次に掲げる事項に限るものとし、このことを令和2年度から各自治会へ交付する交付金の交付要綱に明記すること。
 - (1) 災害時において、所管区域内の被害者や被災状況の把握を行うとともに、市等から情報を提供すること。
 - (2) 災害時において、避難支援を行うとともに、関係機関との連携協力を行うこと。
 - (3) 独居高齢者や高齢世帯を把握し見守りをすること。
 - (4) 所管区域内の住民への市政情報等の送達又は伝達に関すること。
 - (5) 所管区域内の住民の意向調査、意見集約等に関すること。
 - (6) 市が主催する事業等への協力に関すること。
- 2. 市は、個人情報の提供に当たって次に掲げる事項を厳守すること。
 - (1) 上記1. に掲げる使用目的に限定して提供すること。
 - (2) 自治会町内会長に対して住民基本台帳の個人情報の一部を提供できる旨の規程等を制定し、又はそれに準じた措置を講ずること。
 - (3) 自治会町内会長に対して住民基本台帳の個人情報の一部を提供する際、当該個人情報は、住民 基本台帳に基づくものではなく、住民基本台帳の閲覧台帳に基づいて提供すること。
 - (4) 自治会町内会長に向けた、住民基本台帳の個人情報の管理義務、守秘義務等についてのガイドライン(守秘義務、目的以外の使用禁止、複写または複製の禁止、情報管理徹底化、事故報告義務等を具体的に記載したガイドライン)を整備し、このことを厳守する旨の誓約書の提出を求める等、当該情報の管理運用について万全を期すること。
 - (5) 自治会町内会長に対して住民基本台帳の個人情報の一部を紙媒体によって提供する際は、受領の確認等を行うとともに、個人情報の重要性を認識させる説明会等を開催すること。

また、紙媒体には、複写不能紙を使用する等、個人情報の漏洩が困難な仕様にすること。

(6) 自治会町内会長が、辞任等によりその職を辞する際は、市から提供した全ての個人情報の返却を求めるものとし、返却を受けた個人情報については、市において適切に破棄等をすること。

なお、市における個人情報の情報管理の側面からは、その提供の方法として、市政情報等の送達・ 伝達先一覧表(住所と氏名)の提供と、市の窓口における個人情報の閲覧にとどまることが望ましい ことを念のために申し添える。